

中学校の地震・風水害対応

令和6年9月 座間市教育委員会

I 〔地震対応〕

Ⅰ 市域で震度5弱以上の地震が発生したとき	
①登校前	●臨時休校 ※生徒の登校は控える
②登校時	●原則、そのまま登校 ※在校時と同様、引き取りが行われるまで学校で預かる（留め置く）
③在校時	●保護者等引取り人は、 <u>自主的に</u> 学校に引き取りに向かう ※念のため引き取りの要請や保護状況等を可能な範囲の手段で情報発信 ・保護者連絡システム（スマホで連絡とれ～る） ・災害用伝言ダイヤル ・学校ホームページ など ●学校では、原則、直ちに授業を打ち切り、避難させる ※引き取りが行われるまで学校で預かる（留め置く）
④下校時	●原則、そのまま下校 ※あらかじめ家庭で決めた避難場所に直ちに避難する ※発生時に校内に残っている生徒は、引き取りが行われるまで学校で預かる（留め置く）
⑤校外学習時	●保護者連絡システム等で引き取りを要請 ※原則、引率者は学校や市教育委員会、現地の公的機関等と連携をとりながら、適切な場所で保護者に引き渡す ※引率者は、生徒を最寄りの避難所等に避難させ、現地の対策本部の指示に従う
⑥部活動時	●②～④に準じて対応

Ⅱ 市域で震度4以下の地震が発生したとき	
被害状況により判断	●一斉下校させる場合あり ※保護者連絡システム等で知らせる
①自校周辺の鉄道等の運行状況を確認し、再開の見込みが立たない場合 ②学校及び周辺地域が停電し、生徒を安全に帰宅させられないと判断される場合	●保護者連絡システム等で引き取りを要請 ※引き取りが行われるまで学校で預かる（留め置く）

3 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき

臨時情報発表時の状況	「巨大地震警戒」	「巨大地震注意」「調査中」
授業、特別活動等（休み時間・始業前放課後等を含む）	●原則、平常授業を続ける 状況に応じて、市教育委員会が臨時休業等を指示 ●生徒に趣旨等を説明 ・臨時情報の内容や地震への備えの確認 ・避難先等の確認 ・河川や沿岸部へ近づかない等	●平常授業を続ける ●必要に応じて、生徒に趣旨等を説明 ・地震への備えの再確認 ・避難先等の確認 ・河川や沿岸部へ近づかない等
登校、下校	●状況に応じて、市教育委員会が引き取り・集団下校・通常通り等を指示 【登下校中】 ●原則、通学路をそのまま安全に注意しながら登下校 ●状況によっては、近くの避難所等へ向かう	●通常通り ●避難先等の確認
遠足、修学旅行、校外活動等	●発災時に安全確保が難しい場合は、中止・変更する 【行事・校外活動中】 ●引率責任者は、学校に連絡し指示を受ける（状況に応じて引率責任者が判断） ●地域の情報を収集し、必要に応じて近くの避難所に避難させる	●予定通り実施 ただし、活動場所や経路の地域の情報を収集し、中止・延期・変更など状況に応じて判断する
部活動	●原則、中止 再開時期については、状況に応じて教育委員会が判断する	●通常通り

Ⅱ 〔風水害対応〕

前日に荒天（台風接近等）が予測される場合		前日の段階で翌日の措置を判断するよう努める	措置決定時は、保護者連絡システム等で周知
登校前（朝６時以降）に座間市に「警報」発令		特段の連絡がなくても「自宅待機」	措置（「時間を遅らせての始業」や「臨時休業」）決定後、保護者連絡システム等で周知
在校時に座間市に「警報」発令	下校完了まで風が強くならないと予測される場合	一斉下校	
	下校時に風雨が強まると予測される場合	地区別集団下校	
	生徒だけの下校が不可能な場合	学校留め置き	１７時を過ぎる場合は引き渡し
「警報」発令中の校外学習	遠足、体験学習等	原則、延期・中止	目的地に警報が出ておらず出発を遅らせる措置等をとれば安全な場合などは、実施する場合もあり
	修学旅行	原則実施	現地の状況に合わせて行程を調整 交通機関や宿泊施設の使用不能など特別な場合は中止もありえる

Ⅲ 〔市内に「雷注意報」が発表された場合の対応〕

登校前	座間市内に「雷注意報」が朝６時以降に発表されている場合	各学校で近隣校と情報共有しながら対応、できるだけ同じ対策を講じる
	登校を遅らせる必要がある場合	速やかに、保護者連絡システム等により保護者に連絡
授業中	屋外での教育活動	落雷の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに天気の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講じる
下校時	下校時刻を変更する場合	保護者連絡システム等で速やかに保護者に連絡 通学路の状況等により、必要と判断した場合には、保護者等引取り人への引き渡しを行います

Ⅳ 〔地震や風水害時の出欠席の扱い〕

- (1)学校が臨時休業となったときは授業日ではなくなるので、出欠席の記載はありません。
- (2)学校が登校時刻の繰り下げや下校時刻の繰り上げをしたときは、変更された日課時間に在校した生徒は通常の「出席」です。
- (3)周辺地域の状況を見て家庭の判断で休ませた場合は「出席停止・忌引等」に当たり、出席を要しない日となります。また、登校を遅らせた場合は「遅刻」とせず「出席」扱いとなります。

Ⅴ 〔家庭での情報の受発信〕

１ 気象情報発表状況の確認方法

- 地上デジタル放送受信中にデータボタンを押すと、いつでも座間市の気象情報を入手できます。
- ＮＴＴの「１７７」では、電話をかけた時点で警報等が発表継続中であれば、冒頭で放送されます。
- 気象庁のホームページ（<http://www.jma.go.jp/jma/index.htm>）から、防災気象情報→気象警報・注意報→地図上の神奈川県をクリックすると座間市の状況を見ることができます。

２ 「災害用伝言ダイヤル」を使った学校からの情報の受け取り方法（災害時のみ利用可）

- 災害用伝言ダイヤルを聞く方法

学校の代表電話番号
「１７１」→「２」→ 「０４６－２５１－０１３５」 →再生

３ 「災害用伝言ダイヤル」を使った家庭（保護者）からの情報の発信方法（災害時のみ利用可）

- 災害用伝言ダイヤルの録音方法

「１７１」→「１」→「市外局番からの自宅の電話番号」→録音

※２・３の災害用伝言ダイヤルは「ガイダンス」が流れますので、それに従って再生・録音をしてください。